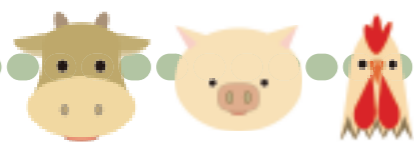




19

お肉のラベル表示にはどんな意味があるのですか？



前ページの続き



●原産地

原産地は「国産」または「外国産(国名)」を表示します。食肉の場合、生まれた場所、育った場所、食肉になった場所がそれぞれ違うケースが多く、育てられた期間が最も長い場所が原産地とされます。

【表示例】

国産牛肉

オーストラリア産牛肉

アメリカ産豚肉

●冷凍品と解凍品

卸流通や小売りの段階で一度でも冷凍された食肉は「冷凍」と表示されます。

また、冷凍肉を解凍したものについては「解凍品」となります。冷凍や解凍品の場合、価格や調理方法も冷蔵のものとは異なるため、消費者にとっては重要な情報のひとつです。

【表示例】



●個体識別番号

「国産牛」の場合、生まれた牛一頭ずつに「個体識別番号」が付けられています。これは、生産から流通・小売にいたるまでの情報を管理するためのもので、専門店ではプライスカードに直接記載したり、プライスカードと表示ボードの称号で表示しているケースもあります。一方スーパーなどでは、直接ラベルに表示しています。

- 牛の情報
出生年月日／雌雄の別／母牛の個体識別番号
- 牛を管理したものの情報
管理者の氏名／飼養設備の所在地／飼養の開始年月日
- 牛の屠殺・死亡の情報
と殺・死亡の年月日・と畜場の名称など



両耳に個体識別番号が印字された耳標がついている(取り外し禁止)

国産の場合は地名やブランド名でも構いません。

●国産のものは県名・市町村名を原産地として表示していることがあります。また、地名を冠した銘柄名(ブランド名)を原産地表示としている場合もあります。どちらも、とくに表記しなくても「国産」だと分かるので、国産表示を省略しても良いことになっています。

【表示例】

鹿児島県産牛肉

神戸牛

松阪牛

【専門店の表示例】



【専門店の表示例】



【表示例】



専門店にかけられた国産牛肉個体識別番号表示板